

平成30年度 第3回大阪市建設事業評価有識者会議 事業再評価対象事業等一覧表

【資料3-1】

番号	事業名	所管局	再評価理由	事業費(億円)	事業開始年度	前回対応方針	a	b	c		d	e	備考(a~eの補足等)
							対応方針(案)	B/C	事業進捗率		事業内容の見直し等に伴う事業費の増減の有無(増減額)	完了年度延長の有無(完了年度)	
									前回評価時の事業進捗率(事業費ベース)	現在の事業進捗率(事業費ベース)			
14	[住宅] 市営住宅建替事業(大阪市地区地域居住機能再生推進事業)	都市整備局	① [1回目]	1,880	H28	—	事業継続A	1.1	—	18% (着工ベース)	—	H37	・市営住宅の耐震性や居住水準等の向上の観点に加え、建替余剰地の活用の観点からも、事業の必要性や効果が高い。 ・事業が遅れた場合には、地震等の大災害に対処できないことや、地域まちづくりの進捗に影響を及ぼすことから、事業の優先度が高い。 ・以上の理由から、対応方針は「事業継続(A)」とする。
15	[土地造成] 第6貯木場土地造成事業	港湾局	④ [4回目]	61	H8	事業継続A	事業継続A 事業休止D 将来整備箇所	1.0	84%	88%	有 61⇒60億	有 H30⇒H38	・基盤施設の見直しによって、総事業費が減少した。 ・埋立については既に完了しており、平成31年度末までに基盤整備を概成させることで土地利用が可能となることから、投資効果が高い事業のため、「事業継続(A)」とし重点的に実施する。 ・ただし、基盤整備のうち将来整備箇所については、平成38年度を完了時期としているが、将来の周辺開発(北側の埋立事業)に合わせて実施する必要があることから、整備時期が確定するまでは「事業休止(D)」とする。

※再評価理由の番号については、次のとおり

※事業番号1~12は第1回有識者会議で審議済み。

【国庫補助事業】

※事業番号13、16は第2回有識者会議で審議済み。

- ①市が国庫補助金の交付を受けた事業で、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「行政評価法」という。)第7条第1項に基づき、行政機関(行政評価法第2条第1項に定めるものをいう。)の長が定める事後評価の実施に関する計画において対象となるもの。

【国庫補助事業以外の事業】

- ②市が事業主体である事業で、事業開始年度から起算して5年目の年度において未着工のもの(平成26年度に事業開始分)
 ③市が事業主体である事業で、事業開始年度から起算して5年目の年度において継続中のもの(平成26年度に事業開始分)
 ④事業再評価を実施した年度から5年以上が経過し、なお継続中の市の事業(平成25年度事業再評価実施分)
 ⑤事業開始以降、都市計画変更を実施した場合においては、当該変更を実施した年度から5年以上が経過し、なお未着工又は継続中の市の事業(平成25年度に都市計画変更を実施したもの)
 ⑥その他市長が特に必要と認める市の事業

第3回大阪市建設事業評価有識者会議 事業再評価対象事業位置図

- 住宅事業
- 土地造成事業

住宅凡例

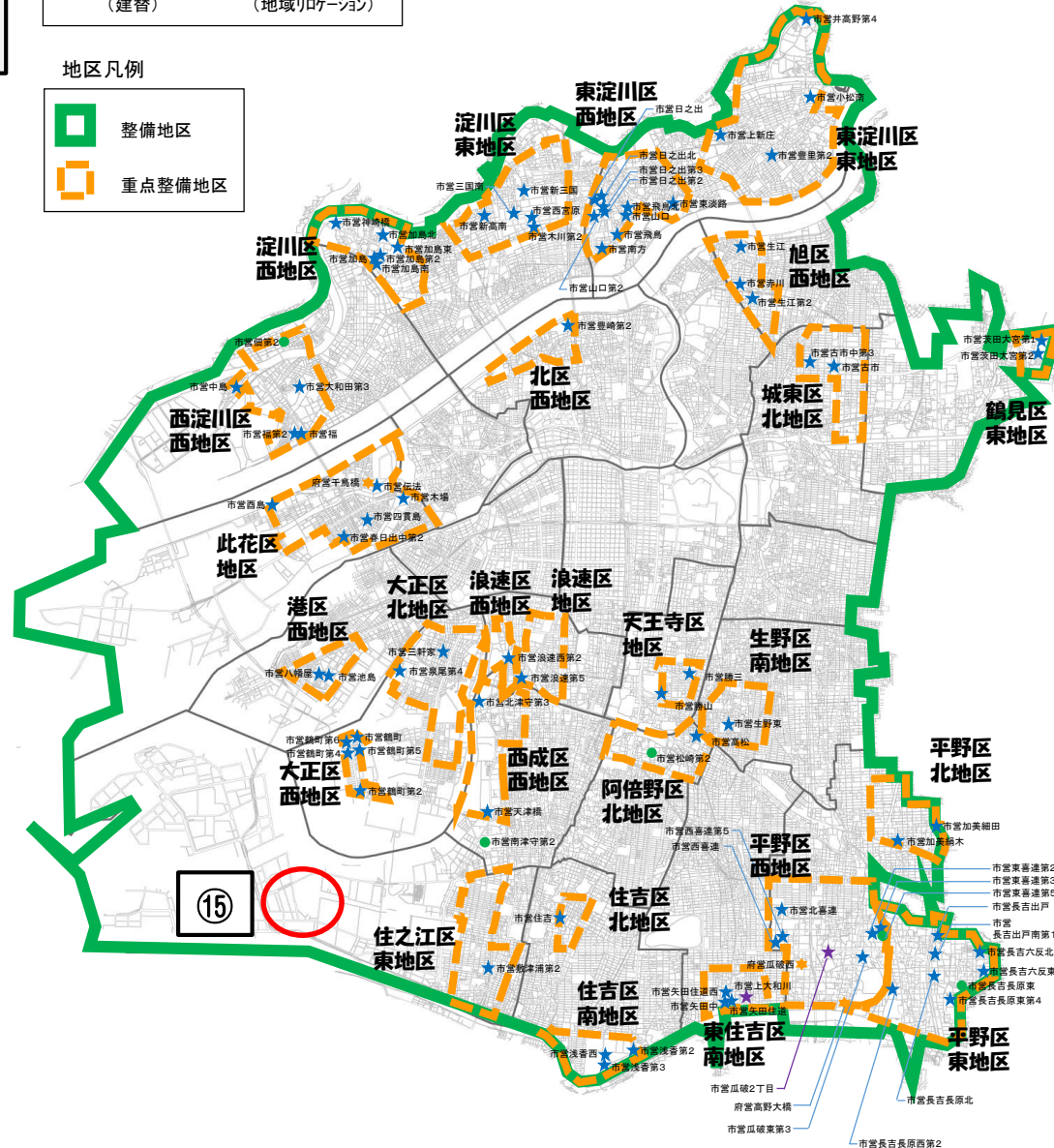
- ★ 市営住宅(旧府営住宅を含む)
(建替)
- ★ 府営住宅
(建替)
- 市営住宅
(地域リノベーション)

【整備地区位置図】

地区名:大阪市地区

地区凡例

- 整備地区
- 重点整備地区



番号	事業名
⑭	[住宅] 市営住宅建替事業 (大阪市地区地域居住機能再生推進事業)
⑮	[土地造成] 第6貯木場土地造成事業